

わが国におけるレジェンド問題の現状

粥川 和枝

In Japan, the legend issue was initiated around 1999 at the request of major international accounting firms. The legend refers to a statement that is affixed to the independent auditors' report or the footnotes to financial statements prepared in conformity with Japanese accounting standards. The affixing of the legend is to reduce the risk of misleading mainly foreign users into assuming that such financial statements were prepared in conformity with the international accounting standards.

Since the second half of the 1990s, the internationalization of Japanese accounting standards has been promoted rapidly. Presently in Japan it is recognized that the Japanese standards have reached the level that compares well with the European and American standards; nevertheless, the legend has yet to be eliminated. To resolve the legend issue, it is necessary to more energetically show the Japanese philosophy and stance toward international convergence and more effectively conduct PR activities overseas to disseminate information regarding not only Japanese accounting standards but also the current status of disclosure and audits.

I. はじめに

レジェンド問題の発端は、1990年代後半のアジア経済危機にあるといわれる。アジア諸国において、現地国の会計基準で作成された財務諸表について、利用者が国際的な会計基準で作成されたものと誤認するリスクを警句するため、ビッグ5¹⁾の要請により英文監査報告書にレジェンドが設けられることとなった。アジア経済危機に際しては、世界銀行や国際連合等の国際機関から、アジア諸国の会計・監査制度の不備による会計情報の信頼性の問題が指摘された。レジェンドは、これらの批判に対処するため、当該地域の経済そのものに対するリスクを警句するためのビッグ5による策であるともされる。

わが国においても、ビッグ5は、1999年頃からわが国企業の英文財務諸表に「日本の会

計基準で作成されており、日本以外の国で認められた会計基準で作成されたものではない」という旨のレジェンドを付記するようわが国監査法人に対して求めた。当時、会計ビッグバンが進行中にもかかわらず、このような問題が生じたことは、日本の会計基準の非国際性を内外に改めて示すこととなった。

しかし、その後、わが国の会計基準の整備はさらに進められ、2003年12月の日本経済新聞では、「注意書き問題解消 会計士協が報告書」という見出しの記事がみられた²⁾。同紙は、「日本公認会計士協会は、日本企業の英文決算報告書に国際的に通用する基準に従ったものとは異なるとの注意書き(レジェンド)をつけるよう義務づけられていた問題がすでに解消したとする報告書をまとめた。企業の監査報告書に「国籍」を明示する方式が主流となり、注意書きはほとんどなくなったとい

う。」としている。また、「報告書では、米国でエンロン事件が発生したことで会計・監査問題はどの国でも起きる可能性があることが広く認識されるようになったと指摘。国際監査基準の改正で監査報告書に「国籍」を盛り込む方式となり、日本も2003年3月期から足並みをそろえたことで注意書きは事実上消滅したとしている。また、財務諸表の注記に海外基準との差異を記載する例が残っている点についても、会計基準の違いを明記するという意味合いが強く、適切だとしている。」とされている。

この記事により、わが国においてレジェンド問題は解決したとの認識が一気に広がったのはいうまでもない。しかしながら、一方、わが国の経済界を代表する日本経済団体連合会（以下、日本経団連）等はまだレジェンド問題は解決していないとの認識を示しており、日本公認会計士協会の認識とは異なるものとなっている。そこで、本論文では、レジェンド問題に対する各界の意見やわが国国際企業の英文財務諸表における対応等について検討し、現在わが国におけるレジェンド問題がどのような状況にあるのかを明らかにすることとした。

II. レジェンド問題に対する各界の意見

日本公認会計士協会では、2003年に、欧州連合（European Union：EU）における2005年からの国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）への会計基準統一に関する問題（2005年問題）を検討するためのプロジェクトチームが立ち上げられ、レジェンド問題の現状に関しても検討が実施された。そして、現在各監査法人

で行われている実務では、監査報告書の欄外にレジェンドを付けるというスタイルはほとんど使用されていないということが明らかにされた³⁾。

また、プロジェクトチームでは、四大監査法人⁴⁾に対して、レジェンド文言に関する見直しの検討を依頼した。その後、これら四大監査法人は国際会議等において各方面に働きかけを行うとともに、ビッグ4⁵⁾のリスク担当者等と協議をし、同意を得た上で、レジェンド文言を大幅に見直すことになった⁶⁾。

今回の見直しによって、監査報告書上の適用監査規範への言及については、「監査基準、手続および実務（auditing standards, procedures and practices）に従って」と記載されていたが、単に「監査基準（auditing standards）に従って」とされることになった。また、監査報告書上の準拠会計規範への言及についても、「会計原則および実務（accounting principles and practices）に従って」と記載されていたが、単に「会計原則（accounting principles）に従って」とされることになった。

財務諸表の注記の「財務諸表作成の基礎」においては、「わが国以外の国または法域で一般に公正妥当と認められた会計原則および実務に従って作成された財政状態、経営成績、およびキャッシュフローを示すことを意図したものではない」との記載部分が削除されることになり、また、会計実務（accounting practices）がここでも削除されることとなった。今後は、単に「わが国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従っており、これ（会計原則）には、国際財務報告基準の適用および開示要件とは異なるものがある」と記載されることになった。日本公認会計士協会

では、この見直しの結果、四大監査法人すべてにおいて、従来付されていたレジェンド文言は、2004年3月決算期から解消されたとしている。

一方、日本経団連では、レジェンド問題は解決したとの日本公認会計士協会による認識に対して相反する意見を示している。日本経団連は、2003年10月に2005年問題に対する産業界の意見をまとめた「企業会計基準に関する国際的協力を求める」を公表し⁷⁾、日米欧会計基準の2005年以降に係る相互承認への日本の強い働きかけ、(財)財務会計基準機構の財政基盤の強化、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board : IASB) のガバナンスの大幅な見直し等とともに、レジェンド問題の早期解決を求めている。この意見書では、レジェンドの付記は、ビッグ4の方針として、その提携先である日本国内監査法人に指示されて付記されているものであるが、その明確な根拠が十分に示されていないとしている。そして、日本公認会計士協会および国内監査法人に対して、わが国における会計・監査基準の整備状況を提携先に十分理解されるよう直ちに説明を行い、レジェンド問題の早期解決を働きかけるべきであるとしている。また、わが国における会計・監査基準の整備状況については、「1997年以降、わが国では資本市場のインフラである企業会計・監査制度についても新基準が順次策定・導入されており、残された課題であった企業結合会計は2006年度からの強制適用、減損会計は2003年度からの任意適用および2005年度からの強制適用が予定されている。また、2001年に民間常設の企業会計基準設定主体として「企業会計基準委員会」が設立されたことにより、基準設定機能が強化

され、高い独立性と透明・公正な手続の下、急速に変化する経済実態に対応して迅速な会計基準の開発が行われている。さらに、公認会計士監査の充実・強化を図るべく、米国の企業改革法も踏まえて2003年に改正された公認会計士法では、公認会計士の独立性の確保および試験制度の見直しが図られるため、公認会計士数の増加と競争を通じた質の向上が今後は期待される。このように、日本の会計・監査基準はすでに国際的に遜色ない水準までに整備されている。」という旨の意見を示している。

2004年6月開催の金融庁・企業会計審議会においても⁸⁾、「レジェンドがどのような判断基準で付くのか、会計ビッグバン以降の日本の努力がどのように国際的に評価されて現在に至っているのか、先進諸国の中でなぜ日本だけがレジェンドが付くのか」という問題意識が、日本経団連としては依然として残っていると述べられている。また、レジェンドの文言に表現の変化がみられるようになったとはいえ、「IFRSの適用および開示要件とは異なる」との文言が付されており、決定的なところがまだ残っているという認識が常識的ではないかとも指摘している。さらに、今後、レジェンド問題が、監査法人とクライアント(企業)との間のみの問題とされてしまうのではないかという懸念も表明している。

2004年6月に公表された金融庁・企業会計審議会による「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について(論点整理)」においても、レジェンド問題は、EUにおけるわが国の会計基準についての「同等性の評価」等とともに今後の課題としてあげられている⁹⁾。わが国の制度が進み、国際的な制度の内容とは基本的に遜色がない状況にあると評

価できる現在においても「レジェンド」が依然として残っているとの指摘があることから、かつての文言と比べれば相応の改善が見られるとはいえ、「レジェンド」がもたらしているわが国の実務に対する国際的な認識の改善のために、関係者が積極的に対応することが必要であるとされている。

また、経済産業省も、2004年6月公表の「企業会計の国際対応に関する研究会中間報告」で、相互承認の実現とレジェンド問題の解決を当面の重要目標としてあげている¹⁰⁾。中間報告では、「レジェンドの表現が、わが国の会計基準が国外で通用しないものという印象を与えかねないものとして大きな懸念の対象になっている。また、喫緊の課題となっている EU との相互承認を実現する上で問題となっているわが国の会計基準と IFRS との同等性の検討にも影響を与えかねないと考えられる。わが国においては、会計ビッグバンにより会計基準の国際的な調和化を急速に推進しており、現段階においては欧米の会計基準と遜色のないレベルに達していると考えている。にもかかわらず、レジェンドは依然として消えていない現状にある。わが国の監査法人は一丸となって、今後わが国企業の海外事業活動に支障が出ることがないように、欧米の提携先に対して一段と強力に働きかけ、その早期解決を図るべきである。本研究会としては、レジェンド付記の撤廃をわが国の監査法人等に強く要請する。また、EU との相互承認を実現する上でも、本問題の解決が前提条件と考えるべきである。」としている。

Ⅲ. レジェンド問題の実情

1. 企業への最近の調査

経済産業省経済産業政策局企業行動課と日本会計研究学会特別委員会による企業へのアンケート調査において、レジェンド問題に関連する質問がみられる。

まず、経済産業省経済産業政策局企業行動課の調査(2001年実施、2002年報告)では、調査の背景として、レジェンド問題に象徴されるように、わが国企業の財務報告に対する信頼性が十分確保されているとはいえない状況があるとしている。そこで、わが国の証券取引所に上場、あるいは店頭市場に株式を公開している企業3523社を対象に、「会計・監査の現状」、「国内外の会計基準策定動向に関する認識状況」、「コーポレート・ガバナンスを含めた財務情報の透明性に関するわが国企業の認識状況」、「今後の会計基準および監査のあり方に関する考え方」について把握することを目的として調査が行われた。「わが国企業の会計・監査の現状」についてのセクションでは、レジェンド¹¹⁾に関連する質問がなされ、以下のような結果が示されている(表1-1から表1-7参照)。

この調査結果では、英文による年次報告書を作成している企業(377社)のうち、18.6%が米国の会計基準や国際会計基準で作成あるいはそれにより作成した場合との差異を注記するとされた。その理由として、50.0%の企業が「IR 活動を推進するため」として、32.9%の企業が「レジェンド問題」を回避することをあげている。特に「製造業」や「金融業」では、「IR 活動の推進」とともに「レジェンド問題の回避」を差異の注記をする理由としている割合が比較的高くなっている。

わが国におけるレジェンド問題の現状

ただし、レジェンドの付記に伴う実質的な影響に対する企業の認識は、それほど高くはないことも明らかにされた。

また、日本では監査時間が短いために、精緻な会計監査を十分できず、レジェンド問題など様々な影響を及ぼしているという議論がある。これを踏まえた監査時間の延長の検討についての調査結果では、回答企業のうち、公認会計士に支払う報酬の増加に伴う負担増から監査時間の延長に反対する企業と精緻な会計監査を実施するために賛成の意向を示す企業が、それぞれ30.1%、28.2%と分かれた。そして、資本金規模の大きな企業やコーポレート・ガバナンスに積極的な企業では、監査時間の延長による精緻な会計監査を求める声が多かったことが特徴的であるとされた。しかし、経営内容の早期の開示が求められている昨今の情勢から監査時間の延長に難色を示す声や、監査人に効率的な監査を要望する声もあるとされた¹²⁾。

表1-1 英文年次報告書の連結財務諸表で採用している会計基準 (回答企業377社)

1. 米国の会計基準	6.1%
2. 国際会計基準	0.8%
3. 日本の会計基準のままだが、米国の会計基準との差異を注記する	2.7%
4. 日本の会計基準のままだが、国際会計基準との差異を注記する	9.0%
5. 日本の会計基準のままであり、米国の会計基準や国際会計基準との差異も特に注記しない	74.5%
6. その他	4.0%

表1-2 米国の会計基準や国際会計基準を採用もしくは注記する理由 (表1-1で「1.」～「4.」を選んだ場合、回答企業70社)

a. 外国の株式市場に公開しているため	22.9%
b. 外国の株式市場での公開を予定しているため	2.9%
c. いわゆる「レジェンド問題」を回避するため	32.9%
d. IR活動を推進するため	50.0%
e. その他	12.9%

表1-3 英文年次報告書添付の監査報告書におけるレジェンドの付記 (回答企業377社)

1. 付記されている	52.0%
2. 付記されていない	35.8%
3. その他	1.3%

表1-4 レジェンドの付記に伴う実質的な影響 (表1-3で「1.」を選んだ場合、回答企業196社)

1. 資金調達や株式上場等の面で影響がある	3.6%
2. 影響は特でない	89.8%
3. その他	1.5%

表1-5 英文年次報告書の連結財務諸表で今後採用予定の会計基準 (「英文年次報告書作成予定企業」および「英文年次報告書作成企業で会計基準変更予定企業」、回答企業220社)

1. 米国の会計基準を採用する	1.4%
2. 国際会計基準を採用する	6.8%
3. 日本の会計基準のままだが、米国の会計基準との差異を注記する	6.8%
4. 日本の会計基準のままだが、国際会計基準との差異を注記する	8.6%
5. 日本の会計基準のままであり、米国の会計基準や国際会計基準との差異も特に注記しない	69.1%
6. その他	7.3%

表1-6 米国の会計基準や国際会計基準を採用もしくは注記する理由 (表1-5で「1.」～「4.」を選んだ場合, 回答企業52社)

a. 外国の株式市場での公開を予定しているから	5.8%
b. いわゆる「レジェンド問題」を回避するため	23.1%
c. IR活動を推進するため	78.8%
d. その他	1.9%

表1-7

1. 精緻な会計監査を実施するためには賛成である	28.2%
2. 公認会計士に支払う報酬が高額になるため, 反対である	30.1%
3. わからない	19.9%
4. その他	18.6%

出所: 表1-1から表1-7は, 経済産業省経済産業政策局企業行動課 (2002a)。

次に, 日本会計研究学会特別委員会の調査 (2002年実施, 2003年報告) は, 金融機関を除く全有価証券報告書提出企業3414社を対象に, IASの導入に伴うわが国の企業や市場への影響についてその実態を明らかにするために行われた。6つのセクションから構成されており, 「公認会計士監査に対する意識について」のセクションでレジェンド問題¹³⁾に関連する質問がなされ, 以下のような結果が示されている (表2-1から表2-3参照)。

レジェンド問題については, 回答会社の15.3% (61社) がこれを経験しており, そのうち4.9% (3社) がレジェンド解除のために追加的な監査契約の締結を検討しているとしている。レジェンドは監査基準よりも会計基準の問題であるという認識がうかがえ, また, レジェンドの記載は不当であると考えている回答者も多いとされる¹⁴⁾。

表2-1 英文財務諸表の監査報告書におけるレジェンドの記載 (回答企業400社)

1. ない	339社
2. ある	61社

表2-2 レジェンド解除のための追加的監査契約締結の検討 (表2-1で「2. ある」を選んだ場合, 回答企業61社)

1. ない	58社
2. ある	3社
3. 実際に締結した	0社

表2-3 レジェンド解除のための方策 (表2-1で「2. ある」を選んだ場合, 回答企業42社)

1. 会計基準を変える	18社
2. 監査基準を変える	5社
3. 不当であることを英米に訴える	12社
4. その他	7社

出所: 表2-1から表2-3は, 日本会計研究学会特別委員会 (2003), 29頁。

2. 英文財務諸表における現在の対応

わが国におけるレジェンド問題の現状を明らかにするため, 企業の英文財務諸表におけるレジェンドへの対応状況を検討することにした¹⁵⁾。『会社四季報2005年3集』夏季号 (CD-ROM) を用いて, 海外証券取引所の上場企業または外国人持株比率30%以上の企業 (東京証券取引所第1部上場企業) 160社を選び, それらの企業の英文財務諸表 (2004年あるいは2005年) は, 主に各々のウェブ・サイトからダウンロードした。調査結果は, 以下の表3に示されている。

実際の調査対象企業は139社であり¹⁶⁾, そのうち38社が英文財務諸表において米国基準を適用しており, 101社が日本基準を適用していた。米国基準適用企業については, 3分

わが国におけるレジェンド問題の現状

表3 英文財務諸表における現在の対応

会計基準	対応箇所	対応方法	レジェンドに関連する記載例	対応方法ごとの財務諸表数の延べ数
米国基準 (38社)	財務諸表の注記	「日本の会計原則（または実務）と米国の会計原則とは異なるものがある」旨が記載。	<ul style="list-style-type: none"> • The Company and its domestic subsidiaries maintain their books in conformity with Japanese accounting practices, which differ in certain respects from US GAAP. • The consolidated financial statements are presented herein in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"), which differ in certain respects from Japanese accounting principles ("Japanese GAAP"). 	3
日本基準 (101社)	監査報告書の欄外	「財務諸表は、わが国以外の国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されたものではない」または「財務諸表および監査報告書は、日本の会計原則、監査基準およびそれらの実務での適用に精通した利用者向けのものである」旨が記載。「注記参照」と記載。	<ul style="list-style-type: none"> • The accompanying consolidated financial statements are not intended to present the consolidated financial position, results of operations and cash flows in accordance with accounting principles generally accepted in countries and jurisdictions other than Japan. • The accompanying consolidated financial statements and the auditors' report presented above are for users familiar with Japanese accounting principles, auditing standards and their application in practice. 	4
	監査報告書の本文	準拠監査規範への言及について、「わが国で一般に認められ、適用される監査基準、手続および実務」と記載。 準拠会計規範への言及について、「わが国で一般に公正妥当と認められた会計原則および実務」と記載。「注記参照」と記載。	<p>in accordance with auditing standards, procedures and practices generally accepted and applied in Japan</p> <p>in conformity with accounting principles and practices generally accepted in Japan</p> <p>The accompanying consolidated financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosure requirements of International Financial Reporting Standards.</p>	6
	財務諸表の注記 (財務諸表作成の基礎)	「わが国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従っており、これには、国際財務報告基準の適用および開示要件とは異なるものがある」旨が記載。		14
				96

<p>日本基準 (101社)</p>	<p>財務諸表の注記 (財務諸表作成の 基礎)</p>	<p>「財務諸表は、わが国以外の国で一般に公正妥当と認められた会計原則および実務に従って作成されたものではない」または「財務諸表は、日本の会計原則および実務に精通した利用者向けのものである」旨が記載。</p> <p>「わが国で一般に公正妥当と認められた会計原則および実務」と記載。</p> <p>「注記の別のセクションで、日本の会計原則と国際財務報告基準の相違について説明している」旨が記載。</p> <p>「減損会計を適用していない」旨が記載。</p> <p>「親会社および国内子会社は日本の会計原則を適用し、在外子会社は現地の会計原則を適用しており、連結財務諸表を作成する際に在外子会社の会計原則の統一はされていない」旨が記載。</p> <p>「日本の会計原則に従って作成された財務諸表に、一部追加記載を行っており、株主持分計算書も加えている」旨が記載。 「日本の会計原則では要求されない社記情報も追加情報として示されている」旨が記載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • The accompanying consolidated financial statements are not intended to present the consolidated financial statements are not intended to present the consolidated financial position, results of operations and cash flows in accordance with accounting principles and practices generally accepted in countries and jurisdictions other than Japan. • The accompanying consolidated financial statements are intended for use by those who are informed about Japanese accounting principles and practices. <p>in conformity with accounting principles and practices generally accepted in Japan</p> <p>Differences between the accounting policies followed by the Companies and IFRSs are described in Note X.</p> <p>In the year ended 31st March, 2004 and 2005, the Company did not adopt early the new accounting standard for impairment of fixed assets and the implementation guidance for the accounting standard for impairment of fixed assets.</p> <p>In general, no adjustments on the accounts of overseas consolidated subsidiaries are reflected in the accompanying consolidated financial statements to comply with the Japanese accounting principles followed by the Company and domestic consolidated subsidiaries.</p> <ul style="list-style-type: none"> • The accompanying consolidated financial statements have been restructured and translated into English (with some expanded descriptions and the inclusion of consolidated statements of shareholders' equity) from the consolidated financial statements of the Company prepared in accordance with Japanese GAAP. • The accompanying note information, some of which is not required under Japanese GAAP, is presented herein as additional information. 	<p>5</p> <p>19</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>7</p> <p>51</p>
------------------------	-------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

の1近くの11社が、2重の開示負担を負うにもかかわらず、米国基準による英文財務諸表を自発的に開示していた。1999年においてレジェンドは、日本基準による財務諸表作成企業のリスク管理上付されたものであり、米国基準で作成することにより、いうまでもなくこのリスクを回避することができる¹⁷⁾。また、米国基準で作成されることで、海外の競争企業との比較が容易になり、投資対象としての評価が上がるメリットもあるとされる。そして、これら米国企業適用企業の3社の財務諸表注記においても、レジェンドと関連があると思われるような実務がみられた。

一方、レジェンドの中心的な対象である日本基準適用企業においては、財務諸表の注記で「わが国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従っており、これには、国際財務報告基準の適用および開示要件とは異なるものがある」という旨が記載された財務諸表が、96社と最も多くなっていた。

「会計手続」や「会計実務」という記載については、レジェンド文言の見直しにより削除されることになったとされたが、監査報告書の本文における準拠監査規範への言及について6社、準拠会計規範への言及について14社、また財務諸表の注記において19社残っていた。

また、会計基準の相違については、「日本基準とIFRSの相違」に関して3社だけではあるが財務諸表注記の別のセクションで詳しく説明がなされ¹⁸⁾、また、「減損会計が現在のところはまだ適用されていない」旨の記載もみられた¹⁹⁾。そして、「親会社と国内子会社の会計帳簿は日本の会計原則に従って作成されており、在外子会社の会計帳簿は各現地の会計原則に従って作成されている」というよくみられる記載に加え、「連結財務諸表を作成

する際に在外子会社の会計原則の統一はなされていない」という旨の日本基準とIFRSの相違を強調したような表現の記載もみられた。

さらに、日本基準では要求されない追加情報を英文財務諸表で記載している企業が51社あり、日本基準による情報を少しでも補完し、リスクを軽減しようとする姿勢の現れではないかと考えられる。

IV. まとめ

わが国におけるレジェンド問題は、新聞報道等により、完全に解決されたかのようにみえた。確かに、日本公認会計士協会においては、レジェンド文言見直し後の2004年3月決算期からは、レジェンド問題は解決したとの認識を示している。しかしながら、日本経団連においては、レジェンド問題はまだ解決していないとし、日本公認会計士協会とは異なる認識を示している。また、金融庁や経済産業省も、今後早急に解決が図られなければならない重要課題としてレジェンド問題をあげており、やはりわが国においてレジェンド問題は完全に解決したとはいえない状況にあるのではないだろうか。

また、企業へのアンケート調査では、調査が行われた時期が会計制度のグローバル化をめざした会計ビッグバンの最終段階（あるいは完了段階）といていい時期であるにもかかわらず、レジェンド問題をわが国会計基準の国際的相違に係る問題としてとらえている企業が少なくなかった。すなわち、経済産業省も指摘しているように、わが国会計制度の様々な見直しが進められたきたこの時期においても、わが国企業の財務報告に関して、情報の有用性を高め、信頼性を確保するために、

より包括的な対応がなされるべきであるとの認識が国内外に存在しているといえる²⁰⁾。

そして、今回の国際的企業の英文財務諸表に関する調査においては、大半の日本基準適用企業の財務諸表注記で、「わが国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従っており、これには、国際財務報告基準の適用および開示要件とは異なるものがある」という記載がみられた。やはり、これが、レジェンド文言見直し後の2004年3月決算期からの典型的なレジェンド文言となっているといえる。

この文言に続き、さらに企業の多くでは、日本基準の国際的相違に係る記載（追加情報の記載も含む）がみられた。わが国以外の企業の財務諸表においても、会計基準の相違に係る記載の例はみられる。しかし、わが国の場合、会計基準の相違に係る記載に「日本基準は IFRS と異なる」という旨の記載が付け加えられることにより、他の国の会計基準と比べわが国の会計基準が国際的に異なるという印象が協調される結果となっていると考えられる。さらに、日本基準の国際的相違に係る記載の中で、在外子会社の会計基準の統一に関する問題については、現在行われている EU における日本基準の IFRS との同等性評価でも取り上げられ、2005年7月に欧州証券規制委員会（Committee of European Securities Regulators : CESR）により公表された報告書²¹⁾では、一定の補完措置が日本企業に求められることとなった。

この CESR による報告書では、日本基準は全体として IFRS と同等であると評価されたものの、①企業結合（持分プーリング法）、②連結の範囲（SPE の連結）²²⁾、③在外子会社の会計基準の統一の3つの会計基準について補完計算書の作成²³⁾、またその他特定の会計

基準に係る相違について追加的開示の実施等が求められた。これに対して、金融庁も、「補完措置のうち、追加的な数値情報または補完計算書は、結果的に2つの財務諸表を作成することを余儀なくさせるものであり、多大なコストと負担。これでは、日本企業に対して EU 市場へのアクセスを事実上拒否することになりかねない可能性。」と指摘している²⁴⁾。実際、EU での上場廃止を決める日本企業が、ここにきて出てきている。このように、わが国における日本基準に対する評価とは異なり、日本基準について同等性が認められたとは実質的にいいがたく、今回みられたレジェンド問題に関連するわが国企業の英文財務諸表における実務についても、これと同じような状況を示すことになったのではないかと考える。

一方、わが国の監査に関しても、ゴーイング・コンサーン問題の後には、レジェンド文言の見直しの際にもビッグ4から厳しい指摘がなされたように、監査時間数の確保など監査実務のさらなる改善に取り組む必要があると考えられる²⁵⁾。わが国の監査に対しては、さらに、経営者による企業の内部統制の整備状況に対する自己評価を開示義務とした上で、外部監査人の検証を義務付けるような内部統制についての制度の確立等も求められるとされる。レジェンド問題の背景には、コーポレート・ガバナンスも含んだ日本の会計・監査基準および実務の仕組み全般に対する海外からの不信感の問題があったとの指摘もある²⁶⁾。レジェンド問題の完全解決を図るためには、わが国会計・監査制度全体のさらなる国際的コンバージェンスに向けての取り組みが必要であり、またわが国会計・監査制度が国際的に正しい認識が得られるよう今後も努力を続けていかなければならないと考える。

わが国におけるレジェンド問題の現状

注

- 1) ビッグ5とは、Arther Andersen, Deloitte Touche Tohmatsu, Ernst & Young, KPNG, Price Waterhouse Coopersを指す。
- 2) 日本経済新聞2003年12月9日、「注意書き問題解消－会計士協が報告書－」。
- 3) 山崎(2003), 4頁。
- 4) 日本における四大監査法人とは、中央青山、トーマツ、新日本、あずさを指す。
- 5) 実際には、ビッグ4+2で、Deloitte Touche Tohmatsu, Ernst & Young, KPNG, Price Waterhouse CoopersとGrant Thornton, BDO Seidmanである。
- 6) 日本公認会計士協会(2004a)。
- 7) 日本経済団体連合会(2003)。
- 8) 企業会計審議会(2004b), 28-30頁。
- 9) 企業会計審議会(2004a), 17-18頁。
- 10) 経済産業省(2004), 14-15頁。
- 11) この調査では、レジェンド問題とは、企業が日本の会計基準に基づいて財務諸表を英訳して作成する場合、この英文財務諸表の監査報告書に「日本基準により作成された財務諸表であり、国際基準とは異なる…云々」等の特別な警句(レジェンド)を付すことを欧米の大手監査法人から要求されている問題のことであるとしている。
- 12) 経済産業省経済産業政策局企業行動課(2002a)。
- 13) この調査では、英文財務諸表に対する監査報告書への「財務諸表および監査報告書は日本の会計基準および監査基準に精通した利用者向けのものである」旨の注意書きを、いわゆるレジェンドとしている。
- 14) 日本会計研究学会特別委員会(2003), 26頁。
- 15) 粥川(2006), 56-59頁では、海外証券取引所上場企業64社に対して、先行して検討を行っている。
また、平賀(2000), 81-82頁では、注の一番最後に示すように、日本の監査法人の英文監査報告書における対応について調査が行われており、今回の調査の参考とした。
- 16) 今回調査では160社の企業を対象としたが、実

際に英文財務諸表を入手できたのは、以下の139社であった(証券コード順)。

鹿島、大東建託、大和ハウス工業、積水ハウス、ヤクルト本社、日本ハム、丸大食品、キリンビール、東レ、クラレ、ワコール、住友化学、信越化学工業、カネカ、花王、三共、武田薬品工業、アステラス製薬、第一製薬、塩野義製薬、田辺製薬、中外製薬、エーザイ、小野薬品工業、参天製薬、ツムラ、ヤフー、トレンドマイクロ、ユーエスエス、富士写真フイルム、コニカミノルタ、マンダム、昭和シェル石油、新日鉱ホールディングス、日本電気硝子、MARUWA、日新製鋼、三井金属、住友電気工業、アマダ、SMC、コマツ、クボタ、千代田化工建設、ダイキン工業、栗田工業、フジテック、サンデン、ミネベア、日立製作所、東芝、三菱電機、マキタ、東芝テック、日本電産、オムロン、NEC、富士通、松下電器産業、シャープ、ソニー、TDK、三洋電機、ミツミ電機、アルプス電気、パイオニア、ヒロセ電機、ユニデン、山武、アドバンテスト、ウシオ電機、ファナック、ローム、京セラ、村田製作所、日東電工、日産自動車、トヨタ自動車、マツダ、ホンダ、スズキ、富士重工業、エクセディ、シマノ、ドン・キホーテ、オリンパス、HOYA、キヤノン、リコー、凸版印刷、任天堂、ファミリーマート、三井物産、東京エレクトロン、住友商事、日本ユニシス、三菱商事、アデランス、丸井、クレディセゾン、ダイエー、イトーヨーカ堂、西友、新生銀行、三菱東京フィナンシャル・グループ、UFJホールディングス、横浜銀行、住友信託銀行、アイフル、武富士、プロミス、ニッシン、オリックス、大和証券グループ本社、日興コーディアルグループ、野村ホールディングス、三井住友海上火災保険、日本興亜損害保険、損保ジャパン、富士火災海上保険、ミレアホールディングス、三井不動産、三菱地所、住友不動産、東日本旅客鉄道、西日本旅客鉄道、ヤマト運輸、商船三井、全日本空輸、NTT、ボーダフォン、NTTドコモ、J-POWER、セコム、CSK、メイテック、アサツーDK、コナミ、オートバックス

- 17) レジェンドは、国際的な会計基準に従って作成

されていない財務諸表を、利用者(投資者)が国際的な会計基準で作成したものと誤認するリスクを回避するため、また、ビッグ 5 が訴訟リスクを回避するため設けられたものであるとされる。

18) そのうち、富士通の *Annual Report 2005*, pp. 49-50 では、以下のような相違点があげられていた。

- ・「ソフトウェア開発契約」に関する IAS 第 11 号「工事契約 (Construction Contracts)」との相違
- ・「棚卸資産」に関する IAS 第 2 号「棚卸資産 (Inventories)」との相違
- ・「資産の減損」に関する IAS 第 36 号「資産の減損 (Impairment of Assets)」との相違
- ・「のれん」に関する IFRS 第 3 号「企業結合 (Business Combinations)」との相違

・「退職給付」に関する IAS 第 19 号「従業員給付 (Employee Benefits)」との相違

19) 減損会計については、2004 年 3 月期から任意適用、2006 年 3 月期から強制適用である。

20) 経済産業省経済産業政策局企業行動課 (2002b), 3 頁。

21) CESR (2005)。

22) SPE: Special Purpose Entity (特別目的会社)

23) 補完計算書は、会計基準の認識および測定に大きな差異が生じた場合に、株主資本や純利益のような主要指標については、自国の会計基準から IFRS/IAS への変動要因を表に記載するものである。

24) 橋上 (2005) および飯田 (2005)。

25) 日本公認会計士協会 (2004c)。

26) 日本公認会計士協会 (2004b)。

わが国におけるレジェンド問題の現状

日本の監査法人の英文監査報告書における対応

監査法人	対象	対応方法	レジェンドの記述内容(全文)	対応方法ごとの監査報告書の数*
朝日	全企業	監査報告書の欄外に「日本の会計基準に通じた利用者向けである」などと明記	この注記は会計原則および監査基準、ならびにそれらの実務での適用は国ごとに異なっているため、報告された財務状態や経営成績に重大な影響を及ぼさるる場合もある、ということを利用者に知らしめるものである。添付の財務諸表は、日本において一般に認められた会計原則に従って作成されたものであり、監査基準ならびに、その実務での適用も日本において一般に認められたものである。したがって、添付の連結財務諸表およびこの監査報告書は、日本における会計原則、監査基準およびそれらの実務での適用に精通した利用者向けのものである。	34 / 35
トーマツ	全企業/リスクに応じて①または②の対応	監査報告書の本文中に数語を追加し、財務諸表に注記 ①財務諸表に注記の上、監査報告書の本文中に数語を追加 ②財務諸表に注記の上、監査報告書の本文中に数語を追加し、欄外にも注記	_____	1 / 35 22 / 22 0 / 22
中央	全企業	監査報告書の本文中に数語を追加し、「注記参照」と記載。財務諸表に注記 監査報告書の本文中に数語を追加した上で、欄外に「日本基準に準拠して作成された財務諸表である」などと明記	_____	16 / 17
太田昭和	個別に判断	監査報告書の本文中に数語を追加。財務諸表に注記	添付の連結財務諸表は、日本以外の諸国において、また日本国外の諸機関によって一般に認められた会計原則および実務に準拠して、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローを表示したものである。その財務諸表を監査するための監査基準、監査手続および監査実務は日本において一般に認められ適用されたものである。	1 / 17 22 / 22

センチュリー	全 企 業	監査報告書の本文中の「日本の会計基準にしたがっている」という部分が赤字表記。欄外に「注記参照」。財務諸表に注記	5 / 6
		監査報告書の本文に数語を追加した上で欄外に「日本基準に準拠して作成された財務諸表である」などと明記	1 / 6 添付の連結財務諸表は、日本で一般に認められた会計原則および会計実務に基づいて公布された規定に準拠して作成された。日本の会計基準および会計実務は、日本以外の諸国および日本国外の諸機関によって一般に認められた会計原則および会計実務とは、いくつかの重要な点で異なる場合がある。その財務諸表を監査するための監査基準、監査手続および監査実務は日本において一般に認められ適用されるものである。

(注) * 数字の分母は、収集した監査法人ごとの監査報告書の総数

なお、本図表は日本経済新聞 [1999年7月28日, p.19] における、日本5大監査法人の英文監査報告書への対応を示した表をもとに、著者が収集した日本企業の英文監査報告書のデータを加え、再構成されたものである。日本企業の英文監査報告書はすべて、企業のアニュアル・リポートを集めこれを公開したサイト、Global Corporate Information Services (<http://www.gcis.com/japan/ar/index.htm>)からダウンロードされた。

出所：平賀 (2000), 81-82頁。

参考文献

- 飯田信夫 (2005) 「欧州での日本基準の取扱い決まる」『週刊経営財務』第2732号, 8 - 9頁。
- 引頭麻実 (2004) 「レジェンド問題は決着していないのか」『経理情報』第1064号, 58 - 63頁。
- 朔川和枝 (2006) 「わが国におけるレジェンド問題への対応—日本公認会計士協会の見解を中心に—」『産業経理』第65巻第4号, 54 - 61頁。
- 企業会計審議会 (2004a) 「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について (論点整理)」。
- 企業会計審議会 (2004b) 「第10回企画調整部会会議録」(金融庁のウェブ・サイト <http://www.fsa.go.jp/>より)。
- 経済産業省 (2004) 「企業会計の国際対応に関する研究会中間報告」。
- 経済産業省経済産業政策局企業行動課 (2002a) 「企業会計制度に関する国内企業調査報告書」。
- 経済産業省経済産業政策局企業行動課 (2002b) 「企業経営と財務報告に関する研究会報告書」。
- 東洋経済新報社 (2005) 『会社四季報2005年3集』夏季号 (CD-ROM)。
- 西村義明 (2001) 「年次報告書から「警句：レジェンド」を外す—レジェンド削除を成し遂げた住友電工の取組み」『経理情報』第961号, 66 - 69頁。
- 日本会計研究学会特別委員会 (2003) 「国際会計基準の導入と日本の会計制度に関する実態調査—作成者へのアンケート調査集計結果—」『Working Paper Series』第8号, 26 - 30頁。
- 日本経済団体連合会 (2003) 意見書「会計基準に関する国際的強調を求める」。
- 日本公認会計士協会 (2004a) 「2004年3月決算期におけるいわゆるレジェンド問題について」(金融庁のウェブ・サイト <http://www.fsa.go.jp/>より)。
- 日本公認会計士協会 (2004b) 「2005年問題に関する提言」。
- 日本公認会計士協会 (2004c) プレス・リリース「監査実務の充実に向けて—監査時間の国際比較調査結果に基づく監査時間数増加の必要性—」(日本公認会計士協会のウェブ・サイト <http://www.jicpa.or.jp/>より)。
- 橋上徹 (2005) 「国際会計基準2007年問題の実務対応<5>」『週刊経営財務』第2724号, 30 - 32頁。
- 平賀正剛 (2000) 「レジェンド付き英文監査報告書に関する一考察」『早稲田商学』第387号, 77 - 109頁。
- 平松一夫・柴健次編著 (2004) 『企業制度改革と企業行動』中央経済社, 115 - 139頁。
- 山崎彰三 (2003) 「レジェンド問題のその後」『JICPA ニュースレター』第132号, 4 - 5頁。
- The Committee of European Securities Regulators (2005), *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*.
- (名古屋外国語大学現代国際学部国際ビジネス学科)